

平成 30 年度
えひめ中小企業応援ファンド
地域密着型ビジネス創出助成事業
募集要項

○ 応募受付及び詳しい事業案内等

公益財団法人えひめ産業振興財団

〒791-1101 松山市久米窪田町337-1

TEL 089-960-1201

FAX 089-960-1105

本募集要項及び応募様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.ehime-inet.or.jp/foundation>

○ 受付期間

平成 30 年度	平成 30 年 7 月 1 0 日 (火) ~ 平成 30 年 9 月 7 日 (金)
※受付期間内に、持参又は郵送により提出してください。 (9月7日 17:00 必着)。	
※平成 30 年度の募集は、今回で終了の予定となっています。ご注意ください。	

平成 3 0 年 7 月

公益財団法人えひめ産業振興財団

目 次

1	事業の目的	1 ページ
2	助成対象者	1 ページ
3	助成対象事業	1 ページ
4	助成対象経費	1 ページ
5	助成率及び助成限度額	2 ページ
6	助成期間	2 ページ
7	助成の取消し	2 ページ
8	ビジネスサポートオフィス等による事前相談	2 ページ
9	応募方法	2 ページ
10	募集及び締切	3 ページ
11	採択方法	3 ページ
12	その他応募に係る注意事項	4 ページ
13	助成事業者の義務	4 ページ
14	助成事業実施に係る注意事項	5 ページ
15	助成事業の流れ	5 ページ
16	融資制度について	6 ページ
17	応募受付・問合せ先	6 ページ
	応募申込書記載例	8 ページ

1 事業の目的

地域間格差の拡大が懸念される中で、地域が自立的・持続的な成長を実現するため、県内で培われた製造技術並びに県内の豊富な農林水産物や良質な自然資源など、地域に潜在する資源を掘り起こし、地域密着型のビジネスとして展開するための初期的経費を助成することにより、地域課題の解決を図るとともに、地域の活力や雇用の創出を図ります。

2 助成対象者

愛媛県において、法人を設立して地域に密着した事業に取り組もうとする個人又はグループ及び地域に密着した事業に取り組もうとする創業後5年未満の中小企業者

※「中小企業者」とは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」第2条第1項に定める会社又は個人で、次のいずれにも該当しないものをいいます。

ア 1つの大企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する者以外のものをいう。以下同じ。）又はその役員から50%以上の出資を受けている者

イ 大企業者又はその役員から100%の出資を受けている者

※ただし、中小企業者以外の法人を設立する者に対する助成金の総額は、当該年度のビジネス創出助成事業に係る助成金の総額の100分の30未満とします。

3 助成対象事業

(1) 県内で培われた製造技術や農林水産物、伝統工芸品等の特産物、文化財、自然の風景などの地域資源を活用したビジネス

(2) 地域ニーズ（地域課題）に対応したビジネス

※「地域資源」とは、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」（平成19年法律第39号）に基づき愛媛県が策定した「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」において指定された地域産業資源のほか、地域で収穫される農産物、地域で水揚げされる水産物、地域で生産される伝統工芸品、地域の風景、独自の技術など、当該地域において生産される、又は認識されている資源を広く指します。詳細は以下のサイトをご参照ください。

http://www.pref.ehime.jp/h30300/1195994_1878.html

※原則として、(1)(2)の事業に新たにに取り組むものを対象としますが、既存事業であっても事業の拡大・発展を期するものについては対象とします。

4 助成対象経費

助成対象事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、助成期間内に支払いが発生し、また、支払いが完了する次に掲げる経費とします。（人件費は対象とはなりません。）

区 分	内 容
設備・備品費	設備、機械、備品、構築物等の購入、製作、借用、改良又は修繕に要する経費

土地・建物賃借費	土地及び建物の借用に要する経費（敷金及び礼金を除く）
法人登記経費	法人登記等に要する経費
知的財産登録費	知的財産の登録に要する経費
マーケティング費	マーケティング等に要する経費（旅費を除く）
技術指導受入費	技術指導、経営指導等の受け入れに要する経費
その他の経費	その他理事長が必要と認める経費

※助成対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税を含めることができません。

※助成対象経費のうち、借入等に係る契約期間が当該助成期間を超える場合は、比例按分方式により当該助成期間分を助成対象とします。

5 助成率及び助成限度額

助成対象経費の3/4以内とし、1件あたり150万円を限度とします。

※事業内容、規模等により助成額を減額する場合があります。

6 助成期間

1年間（基本、事業期間は、交付決定後、当該年度内(平成31年3月31日まで)としていますが、やむを得ない場合は、1年以内を原則として繰越を検討します。）

※事前に当財団助成事業事務局にご相談下さい。

7 助成の取消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めます。

- (1) この助成事業に関し理事長に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき
- (3) 助成事業の実施について不正行為があったとき
- (4) 助成事業を中止又は廃止したとき
- (5) 法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

8 ビジネスサポートオフィス等による事前相談

応募申込書や事業計画等の作成にあたっては、事前にビジネスサポートオフィス、よろず支援拠点、6次産業化サポートセンター等で相談（無料）を受けることができます。

9 応募方法

- (1) 応募申込書を作成のうえ、受付期間内に公益財団法人えひめ産業振興財団まで提出してください。

【提出書類】

○応募申込書（様式第1号及び別紙1～3：正本1部）

○愛媛県が課税するすべての**県税**（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（**納税証明書**）（正本1部）

※愛媛県の各地方局税務管理課（南予地方局にあつては税務課、各支局にあつては税務室）で発行されます。（市役所・税務署等では発行されません。）

※証明手数料として、愛媛県収入証紙400円が必要となります。

※納税証明書についてのお問い合わせは、各地方局または支局までお願いします。

○設備、機械、備品、構築物等の購入、製作、借用、改良又は修繕に要する経費、HP製作、デザイン製作等、外部に委託する経費を助成対象とする場合には、**積算根拠書類（参考見積書／会社印の捺印された見積書）**等・・・各写し1部

○個人の場合には、次の書類

・**住民票**の写し・・・**正本1部**

・**個人事業主については、直近3期分の税務申告書**・・・各写し1部

○法人の場合には、次の書類

・提出者の**定款、登記事項証明書、直近3期分の決算書**・・・各写し1部

※提出者の**関連法人がある場合は、併せて直近3期分の決算書**・・・各写し1部

(2) 応募申請書の中で使用する専門用語等については、簡単な解説一覧を作成してください。

(3) その他、不明な点については、当財団産業振興課までお問合せください。

10 募集及び締切

平成30年度	平成30年7月10日（火）～平成30年9月7日（金）
※受付期間内に、持参又は郵送により提出してください。（4月13日17:00必着）	
※平成30年度の募集は、今回で終了の予定となっています。ご注意ください。	

11 採択方法

(1) 審査方法

担当者による現地調査を行った後、学識経験者等で構成する審査委員会の審査を経て決定します。

(2) 審査手順

① 書類審査

- ・ 応募申込書及び現地調査の結果による審査を実施します。
- ・ 書類上の軽微な不備等がある場合には、補正を求めることがあります。
- ・ 書類審査の結果は、文書でお知らせします。

② 面接審査

- ・ 書類審査を通過した事業を対象に面接審査を実施します。
- ・ 応募者からのプレゼンテーション及び事業内容のヒアリングにより審査します。
- ・ 面接審査の結果については、文書でお知らせします。(採択となった場合には、助成金の交付に係る手続きに移ることになります。また、不採択となった場合には、理由等はいかなる場合でもお答えすることはできません。)

1 2 その他応募に係る注意事項

- (1) 応募された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- (2) 応募内容については、氏名(企業名)、事業名、概要など必要最小限の範囲で公表することに同意したものとみなします。
- (3) 上記(2)以外の応募内容の詳細について、秘密は厳守しますが、特別なノウハウや技術等については、応募者自身の責任において、特許や実用新案の出願など、自衛措置を講じてください。
- (4) 面接審査への出席等を含め、応募に係る一切の費用については、応募者自身の負担となります。
- (5) 本助成事業は、競争的資金であるため、応募申込書を提出されても、必ず採択されるものではありません。
- (6) 同一の事業内容で、他の補助金や助成金と重複して当助成金を交付することはできません。重複する可能性がある場合には事前に相談してください。

1 3 助成事業者の義務

助成金の交付決定を受けた方は、次の条件を守らなければなりません。

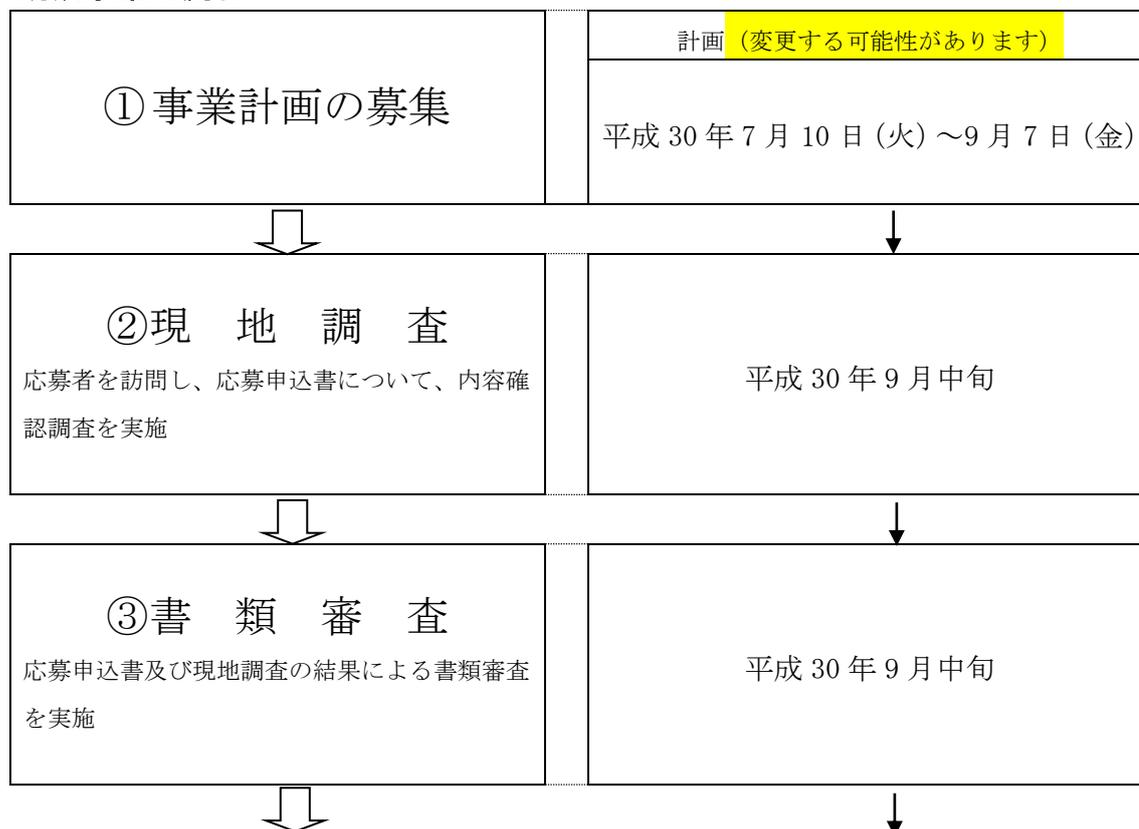
- (1) 交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。【厳守】
- (2) 個人又はグループで応募された方がこの助成事業において法人を設立した場合には、定款の写し、登記事項証明書等を添えて、法人を設立した旨の報告を遅滞なく行ってください。【厳守】
- (3) 当財団から、助成事業の実施年度途中の遂行状況の報告を求められた場合にはそれに応じる必要があります。【厳守】
- (4) 助成事業を完了したときは、30日以内又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要があります。【厳守】
- (5) 助成事業が完了した会計年度の終了後3年間、各年度における助成事業成果の事業化状況を報告するほか、当財団からの求めに応じ、助成事業に関する調査に協力する必要があります。【厳守】
- (6) 助成事業の成果により、相当の収益を得たと認められた場合、その収益の全部又は一部(助成金額を限度)を財団に納付しなければなりません。(なお、収益納付すべき期間は、助成事業が完了した日の属する会計年度以降3年間とします。)【厳守】

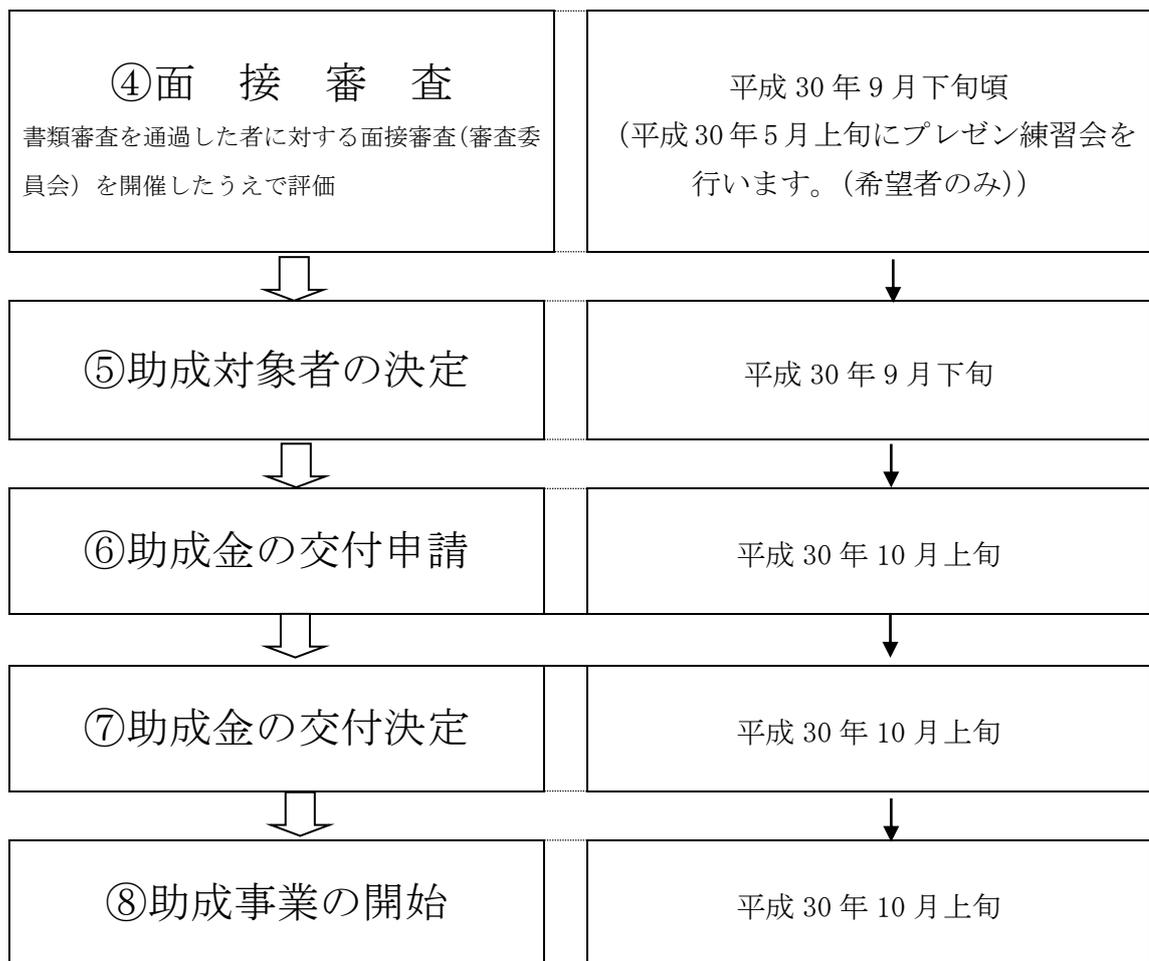
- (7) 助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、助成事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図る必要があります。(他の用途への使用はできません。)【厳守】
- (8) 助成事業に係る経理については、その他の経費と区分して、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、交付年度終了後5年間保存する必要があります。【厳守】

1 4 助成事業実施に係る注意事項

- (1) 助成対象経費は、交付決定後に取得・支出する費用に限られます。
- (2) 助成金は、助成事業終了後、経費の支払い実績を証拠書類等により確認した後に交付します。従って、事業実施にあたっては、助成金相当分の経費を立替払いする必要があります。また、助成金は対象経費に所定の助成率(4分の3以内)を乗じた額となるため、残額を自己負担分として支出する必要があります。
- (3) 経費の支払い実績が証拠書類等により確認できない場合には、当該経費は助成対象外となります。
- (4) 助成事業の実績確認については、原則、財団が実地検査を行います。
- (5) 現金手渡しでの支払いは助成対象として認めません。銀行振込(振込手数料は対象外)、小切手、手形による支払いが対象となります。(ただし、回し手形による支払いは認めていません。また、小切手、手形による支払いは助成事業期間内に決済される必要があります。)
- (6) 助成事業者が助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、助成金交付の取消、返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (7) 助成事業終了後、財団が実施する事業成果展示会等で事業成果発表をしていただく場合があります。

1 5 助成事業の流れ





※このスケジュールは標準的なもので、多少、前後することがあります。

16 新事業創出支援資金（特例）

地域密着型ビジネス創出助成事業に応募される方は、助成事業と併せて県融資制度「新事業創出支援資金」の対象者としての確認を受けるための申請を行うことができます。

【県融資制度とは】

中小企業者が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、県、金融機関、信用保証協会が協調して資金を供給する制度で、金融機関と信用保証協会が取り扱い窓口となっています。

(1) 対象者

県内に居住し、県内で新たに中小企業者として創業しようとする（創業後5年未満の者を含む。）次の要件のいずれかに該当する者

- ① 財団が実施する地域密着型ビジネス創出助成事業の交付決定を受けた者
- ② 前号と同等であると財団から確認を受けた者

(2) 融資限度額及び利率等

創業枠 融資限度額 3,500万円、年利 1.3%、保証料 0%（全額県が補助）

内容については、財団ホームページにてお知らせさせていただきます。

17 応募受付・問合せ先

(1) 応募受付及び詳しい事業案内等

公益財団法人えひめ産業振興財団 産業振興部 産業振興課

〒791-1101 松山市久米窪田町 337-1 (テクノプラザ愛媛内)

TEL 089-960-1201 FAX 089-960-1105

様式のダウンロード <http://www.ehime-iinet.or.jp/zaidan/fund1/sbosyu.pdf>

(2) 愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（納税証明書）の発行場所

（愛媛県の各地方局税務管理課（南予地方局は、税務課、各支局にあつては税務室））

地方局	所在地	電話番号
東予地方局	〒793-0042 西条市喜多川 796 番地 1	0897-56-1300 (代)
今治支局	〒794-8502 今治市旭町一丁目 4 番地 9	0898-23-2500 (代)
中予地方局	〒790-8502 松山市北持田町 132 番地	089-941-1111 (代)
南予地方局	〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号	0895-22-5211 (代)
八幡浜支局	〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目 3 番 37 号	0894-22-4111 (代)

(注1) 納税証明書の交付申請の際には、納税証明願を提出すること。

<https://www.pref.ehime.jp/h10500/nouzeisyoumei/nouzeisyoumei.html>

(注2) 課税がなく、納税額が0円の場合でも「未納がないこと」の納税証明書を発行してもらってください。

この助成事業は、公益財団法人えひめ産業振興財団が、愛媛県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社伊予銀行、株式会社愛媛銀行、愛媛信用金庫、川之江信用金庫、東予信用金庫、宇和島信用金庫及び四国電力株式会社と協働で取り組んでいます。（「えひめ中小企業応援ファンド」による助成事業）

記 載 例

様式第 1 号 (第 8 条関係)

平成 年 月 日

応募申込みをする年月日を記入

公益財団法人えひめ産業振興財団
理事長 大塚 岩 男 様

法人設立済みの場合は【法人名】、
個人の場合は無記入。(屋号がある
場合含む)は【屋号名】を記入

【個人名】もしくは【法人代
表者名(役職含む)]を記入

〒●●●●-●●●●

住 所 松山市●●町 1 - 2 - 3

団 体 名 株式会社 えひめ産業

代 表 者 名 愛媛 太郎 ⑩

(代表取締役 愛媛太郎 ⑩)

地域密着型ビジネス創出助成事業応募申込書

地域密着型ビジネス創出事業助成金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり応募申込書を提出します。

記

法人については、代表者印(丸印)を
押印

個人については、個人の印を押印

1 添付書類

申請書類	その他
<ul style="list-style-type: none"> ① 別紙 1 (事業の概要) ② 別紙 2 (収支計算) ③ 別紙 3 (法人設立概要) ④ 別紙 4 (提出者の概要) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 愛媛県が課税するすべての県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないことを証する書類(納税証明書)(正本 1 部) ② 法人の場合には次の書類 定款、登記事項証明書、直近 3 期分の決算書(各写し 1 部) ③ 個人の場合には次の書類 住民票(正本 1 部) ④ 設備、機械、備品、借用等について経費積算根拠となる見積書(会社印押印) ⑤ その他/既存の資料等で団体の活動状況がわかるもの(会則・規則等)

2 連絡先

電話番号	(000)111 - 2222
ファックス番号	(333)444 - 5555
E-mail	ehime-taro@net.jp

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

事業の概要

項目	内 容
1. 事業名	※第三者に分かりやすい事業名を簡略に記入すること。
2. 事業期間	「記載例」 平成30年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日 (※事業内容によっては、事業終了が早くなっても結構です。終期(事業期間)が、平成31年3月31日を越える場合については事前に事務局にご相談下さい。)
3. 事業概要	※地域資源の特徴を活用してどのような事業を実施するのか、あるいは地域ニーズをどのように解決しようとするのか、概要を分かりやすく記載してください。 「記載例」 地域資源である〇〇を有効活用して付加価値化した個性的な△△を開発・製造し、全国の〇〇をターゲットとした新市場の開拓を行う。 事業の実施にあたっては、株式会社を設立し、継続的に実施できる体制を構築する。
4. 活用しようとする地域資源の内容又は解決しようとする地域ニーズの内容	※活用する地域産業資源の名称や特徴、解決しようとする地域ニーズなどを簡潔に記載してください。 ※活用する地域産業資源については、以下をご参照ください。 http://www.pref.ehime.jp/h30300/1195994_1878.html 「記載例」 南予地域における〇〇は、地域資源として全国における知名度も高い。しかし、変形した地域資源〇〇は、その形状から□□と呼ばれ、商品価値のない規格外品として取り扱われている現状にある。当事業においては、この変形〇〇(□□)を活用し、規格外品から付加価値を付けた新商品として差別化を図り、新たな市場を開拓する。
5. 新規法人設立の概要 ※すでに法人を設立している場合はその概要	※新しい法人の概要を記載してください。 「記載例」 名称 代表者 取締役 資本金 など
6. 事業実施場所 ※創業後5年未満の中小企業者であり、新規創業する場合は会社概要も記載	※事業の実施場所を記載してください。 「記載例」 松山市〇〇1-1 △ビル5階
6. 事業に関する代表者の経験・能力・資格等	代表者 生年月日 平成 年 月 日生 (歳) ※申請日現在 職 業 本事業に関する経験等 「代表者の経験記載例」 ・平成××年 〇〇〇〇コンテストに入選 ・平成××年 〇〇新聞にて取材依頼・掲載実績あり(△月△日号)

○事業の詳細

①事業及び商品・サービスの概要

※地域資源を活用してどのような事業を実施するのか、概要を記載してください。
また、その事業を実施するに至ったきっかけとこれまでの取組状況も踏まえて記載してください。

「記載例」

全国有数の〇〇産地とされる南予の地域資源〇〇は、高品質であるものの、量産化や海外輸入の影響により、現在は価格低迷に陥っている。そのような状況の中、当事業は、規格外品とされる変形〇〇ならではの魅力や面白さなどの特徴を活かし、新しい付加価値と差別的優位性を持たせた商品を試作し、改良を行うことで、地域資源〇〇の新たな市場を開拓し、地域産業の活性化に繋げる。
また、試作品については、市場や消費者調査を踏まえて改良するほか「〇〇展示会」に出展し、バイヤーや一般消費者に対してアンケートを実施するなどの評価からその結果を商品に活かし、全国の〇〇をターゲットとして販売を行っていく。
事業の実施にあたっては、信用力の確保やブランド戦略構築、事業の継続性を考慮し、株式会社を設立して実施する。

②類似事業の有無、その事業との違い（優位性及び弱点）

※競合製品としてどのようなものが考えられ、それと比べてどのように優れているのか、劣っているのかなど、できるだけ多面的に比較検討して記載してください。

「記載例」

同業者の多くは、変形した地域資源の〇〇を規格外品として取り扱っており、現時点での〇〇市場における当該事業製品は、競合が少なく成長段階にある。

■優位性

- ・愛媛県産の〇〇は、全国的に認知度が高く、信頼性がある。
- ・独自の技術を活かしたデザイン性の高い商品で、品質・価格面においても既存の市場とは異なる柔軟な事業展開ができる。

■弱点

- ・地域資源の〇〇は、天然で素材そのものは質の高いものであるが、その形状から規格外として取り扱われ、商品の価値がほとんどない現状である。規格外品としての既成概念を払拭し、新たな市場の開拓と販売戦略が必要不可欠である。

表：本事業の製品〇〇と競合製品等との比較検討表

	品質	価格	ターゲット	販売方法
当社製品	天然○	○円	30代～50代(女性)	B to B、B to C
他社A製品	天然□	□円	□	□
他社B製品	天然△	△円	△	△
他社類似C製品	天然×	×円	×	×

【参考資料】〇〇出典、〇〇ホームページ

③市場規模（ターゲット層、顧客数、対象エリア、市場の状況、将来性）

※どのような顧客層をターゲットとするのか、各種統計資料などを参考に市場ニーズの背景などを踏まえて、現状や将来性について記載してください。

「記載例」

本事業で製造販売する〇〇は、従来の類似品とは異なり、価格やデザインという観点からも、商品の購買におけるターゲット層が〇〇であり、〇〇市場における既存商品との棲み分けにより、新たな販路が見込まれる。

また、本製品の属する〇〇市場の規模は、平成××年の◇◇調査によると〇〇であるが、〇〇市場の需要は、インターネットなどの情報通信網の発達を背景としてターゲット層を中心に需要が伸び、その市場は、拡大すると期待できる。

【参考資料】平成××年◇◇調査（〇〇出典）

■ターゲット層について

当該商品の購入対象として期待できるのは、〇〇から〇〇歳代のブランドに拘らない女性層。

(地域密着型ビジネス創出助成事業 一般枠)

ただし、購入する商品については、素材やデザインの良さを理解し、ある程度の人的ネットワークを所有していると考えられる層を中心に顧客層とする。

■顧客数について

平成××年の〇〇統計資料から推察できる顧客数は、△、△△△、△△△人である。

【参考資料】〇〇出典

■対象とするエリアについて

営業活動については関東圏を中心とするが、ターゲットである〇〇の有する人的ネットワークを通じた口コミやホームページ開設による宣伝効果を活かし、全国を対象とする。

■市場の状況について

バブル期の〇〇市場規模は、バブル崩壊後縮小し続けたが、平成△△年によようやく歯止めがかかり、前年に比べて1.2%増の△△億円となっており、平成□□年頃までは、増加傾向にあると予測されている。

【参考資料】平成××年(株)〇〇統計事務所調べ

■将来性について

本事業で製造販売する〇〇は、従来の類似品とは異なり、規格外品に価格やデザインという付加価値を付けた新商品として差別化を図り、新たな市場を開拓することで新たな地域ブランドを構築することができる。

④販売方法等（顧客確保の方策、販売価格、販売方法、PR方法）

※上記③のターゲットとする市場において、誰を対象に、どのような手順で、どのようにして販売戦略を進めていくのか、具体的に記入してください。

「記載例」

■顧客確保の方策

- ・展示即売会や商談会を通じた新規顧客の開拓
- ・ホームページによるインターネットを利用した新規顧客の獲得
- ・既存顧客等からの口コミによる紹介

■販売価格

各年代における嗜好や特性に応じた商品化を行い、価格を設定する。

対象	デザイン	価格
20歳後半～	A	A円
30歳代	B	B円
40歳代	C	C円
50歳代以上	D	D円

■販売・PR方法

- ・関東圏におけるバイヤーへの営業活動
- ・展示会出展やコンテストへの出品によるPR
- ・その他各種メディア等への掲載

⑤成果目標

助成期間中の売上計画額

円

助成期間中（平成30年〇月〇日～平成〇年〇月〇日）の売上目標を記載してください。

⑥事業スケジュール

ア助成事業期間の事業スケジュールを具体的に記載してください。

「記載例」

平成××年 8月：法人登記
平成××年 9月：マーケティング調査実施
平成××年 10月：新商品デザイン企画
平成××年 11月：試作品製作
平成××年 12月：マーケティング調査実施（消費者調査）
平成××年 12月：商品改良
平成□□年 1月：ホームページ製作
平成□□年 3月：○○展示会へ出展

イ助成事業期間終了後の事業展開予定・スケジュールに雇用計画、収支見込を含め、将来展望について、その概要を記載してください。

「記載例」

平成△△年 3月：○○展示会へ出展
平成△△年 5月：○○百貨店での新商品即売会の実施
平成△△年 7月：○○コンテストへ出品
平成△△年 7月：ホームページの更新
平成△△年 9月：商品リニューアルのためのデザイン企画
平成△△年 9月：○○デザインコンテストへの応募
平成△△年 11月：新商品販売会の実施

⑦助成内容及び効果の見込み

助成事業により商品のブランド構築が行われ、ロゴデザインやPRツールの充実が期待できる。
助成事業により導入した○○○の設備備品を活用して、自社での一貫製造体制が構築でき、より迅速な顧客対応型のビジネスが実現できる。
助成事業により実現した展示会出展や□□□□□などの販促グッズの作成により、商品の訴求効果が得られ、成果（売上）目標を達成するためのPRツールとして欠かせないものとする。

⑧事業実施に必要な許認可等の内容及びその見込

「記載例」

- ・農地法第4条に基づく農地転用許可・・・平成○年○月許可見込
- ・農地法第5条に基づく農地転用許可・・・平成○年○月許可見込
- ・都市計画法第29条に基づく開発許可・・・平成○年○月許可見込
- ・食品衛生法第52条第1項に基づく営業許可・・・平成○年○月許可見込

⑨補助金の交付を受けた実績又は申請中の補助金

(※) 応募事業に関連して従来補助金の交付を受けた実績や、現在申請中の他の補助金があれば、その名称、交付者、交付金額及び交付年度を記入すること。

「記載例」

- ・○○補助金・・・交付者：愛媛県 ○千円 平成○年度

※それぞれの記入欄については、適宜、枠を調整するとともに、「別紙1—1/事業の概要」から「事業の詳細①～⑨」について、【合計4枚以内】に収まるようにしてください。記載しきれない内容については、追加資料（枚数制限なし）で対応して下さい。

別紙 2

○事業経費一覧表(単位：円)

助成対象となる物品、経費等、取得した見積書に合わせて記載して下さい

消費税を含む必要経費を記載して下さい

消費税を除く経費金額を記載して下さい

申請する助成金額を記載して下さい
助成対象経費の3/4

経費区分	名称	種 算 内 訳	助成事業に要する経費 (消費税等を含む)	助成対象経費 (消費税等を除く)	助成金交付申請額
(1) 設備・備品費	加工機械類 備品	乾燥機 1台 冷蔵庫 1台 パソコン、プリンター	540,000 216,000 108,000	500,000 200,000 100,000	
計			864,000	800,000	600,000
(2) 土地・建物賃借費	土地建物賃借	●●家賃 (50,000円×12か月) 駐車場借上料 (3,000円×12か月)	600,000 36,000	600,000 120,000	
計			636,000	636,000	477,000
(3) 法人登記経費	法人登記	法人設立登記書類作成 印紙代	43,200 150,000	40,000 150,000	
計			193,200	190,000	142,500
(4) 知的財産登録経費	商標登録	商標登録出願	216,000	200,000	
計			216,000	200,000	0
(5) マーケティング費	広告宣伝	HP作成 パンフレット作成	324,000 86,400	300,000 80,000	
計			410,400	380,000	280,500
(6) 技術指導受入れ費	謝金	●●技術取得講師料 (40,000円×2回)	86,400	80,000	
計			86,400	80,000	0
(7) その他経費					
計					
合 計			2,406,000	2,286,000	1,500,000

助成事業に要する経費及び助成対象経費については、金額の算出根拠となる
【見積書を提出/厳守】して下さい。

助成金額が 150万円以内となるようどの項目でもよいので調整して下さい。

○資金計画 (全体)

(単位：円)

区 分	助成事業に要する経費	資金調達先
助成金	1,500,000	(公財) えひめ産業振興財団
自己資金	406,000	
借入金	500,000	●●銀行●●支店
その他		
合計額	2,406,000	

※助成対象に該当する期間の事業経費及び資金計画を記入のこと

○損益計算及びキャッシュフロー計算

(単位：千円)

項 目		決算期		
		年 月期決算	年 月期決算	年 月期決算
前期繰越金(A)		0	△△△, △△△	△△△, △△△
収入	売 上	△, △△△, △△△	△△, △△△, △△△	△△, △△△, △△△
	内訳○○○○	△△△, △△△	△△, △△△, △△△	△△, △△△, △△△
	××××	△△△, △△△	△, △△△, △△△	△, △△△, △△△
	◇◇◇◇	△△△, △△△	△△△, △△△	△△△, △△△
	その他の収入	△△, △△△	△△, △△△	△△, △△△
収入合計(B)		△, △△△, △△△	△△, △△△, △△△	△△, △△△, △△△
支出	仕入原価	△, △△△, △△△	△△, △△△, △△△	△△, △△△, △△△
	人件費	△, △△△, △△△	△, △△△, △△△	△, △△△, △△△
	その他の支出	△△△, △△△	△△△, △△△	△△△, △△△
	支払合計(C)	△, △△△, △△△	△△, △△△, △△△	△△, △△△, △△△
減価償却費(D)		△△△, △△△	△△△, △△△	△△△, △△△
当期収支差額(E) (B-C-D)		-△△△, △△△	△△△, △△△	△, △△△, △△△
助 成 金(F)		△△△, △△△	△, △△△, △△△	
自 己 資 金(G)		△, △△△, △△△	△, △△△, △△△	△, △△△, △△△
借 入 金(H)			△, △△△, △△△	
内訳			△, △△△, △△△	
			△, △△△, △△△	
設 備 投 資(I)		△, △△△, △△△		
借入金返済(J)		△△△, △△△	△△△, △△△	△△△, △△△
次期繰越(A+B-C+F+G+H-I-J)		△△△, △△△	△△△, △△△	△△△, △△△

※収入及び支出については、積算内訳を明記すること。

別紙 3

○法人設立概要 (創業後5年未満の法人にあつては、当該法人の概要)

設立 (予定) 法人名	株式会社 えひめ産業
法人設立 (予定) 日	平成30年8月1日
法人設立 (予定) 場所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
資本金 (予定)	10,000 千円
従業員数 (予定)	5人
代表者 (予定)	代表取締役 愛媛 太郎
出資 (予定) 者	愛媛 太郎 (出資率〇%)
	愛媛 次郎 (出資率〇%)

○これまでの収支状況 (直近3年間について記入)

	年 月 期	年 月 期	年 月 期
売上高	△△△△△ 千円	△△△△△ 千円	△△△△△ 千円
経常利益 (所得金額)	△△△△△ 千円	△△△△△ 千円	△△△△△ 千円

○事業への協力者

地元市町、商工会議所、地域グループなど申請事業に関する協力者を記載してください。

生産者との連携体制構築のため (〇〇市役所〇〇課、商工会議所、〇〇観光協会、近隣住民)
研究開発のため (〇〇研究所〇〇研究員、(株)〇〇代表者)

損益計算及キャッシュフロー計算／積算内訳

記載例

区分			初年度			●●年度			●●年度				
			単価 (円)	数量	金額(円)	単価 (円)	数量	金額(円)	単価 (円)	数量	金額(円)		
売上高	既存 事業	○○○○○	1,111	100	111,100	1,111	200	222,200	1,111	250	277,750		
		◇◇◇◇◇	2,222	100	222,200	2,222	200	444,400	2,222	250	555,500		
		△△△△△	3,333	100	333,300	3,333	200	666,600	3,333	250	833,250		
	新規 事業	●●●●●	4,444	300	1,333,200	4,444	400	1,777,600	4,444	500	2,222,000		
		◆◆◆◆◆	5,555	300	1,666,500	5,555	400	2,222,000	5,555	500	2,777,500		
		▲▲▲▲▲	6,666	300	1,999,800	6,666	400	2,666,400	6,666	500	3,333,000		
① 売上合計			5,666,100			7,999,200			9,999,000				
				原価率 (%)			原価率 (%)		原価率 (%)				
売上高原価	既存 事業	○○○○○		30%	33,330		30%	66,660		30%	83,325		
		◇◇◇◇◇		35%	77,770		35%	155,540		35%	194,425		
		△△△△△		40%	133,320		40%	266,640		40%	333,300		
	新規 事業	●●●●●		35%	466,620		35%	622,160		35%	777,700		
		◆◆◆◆◆		31%	516,615		31%	688,820		31%	861,025		
		▲▲▲▲▲		30%	599,940		30%	799,920		30%	999,900		
② 原価合計			1,827,595			2,599,740			3,249,675				
③ 売上総利益 (①-②)			3,838,505			5,399,460			6,749,325				
				人	月数		人	月数		人	月数		
固定経費	役員報酬	200,000	1	12	2,400,000	200,000	1	12	2,400,000	200,000	1	12	2,400,000
	従業員給与	0	0	12	0	100,000	1	12	1,200,000	100,000	1	12	1,200,000
	家賃	50,000	0	12	600,000	50,000	0	12	600,000	50,000	0	12	600,000
	光熱費	10,000	0	12	120,000	10,000	0	12	120,000	20,000	0	12	240,000
	消耗品費	10,000	0	12	120,000	10,000	0	12	120,000	20,000	0	12	240,000
	広告費	10,000	0	12	120,000	10,000	0	12	120,000	20,000	0	12	240,000
	通信費	20,000	0	12	240,000	20,000	0	12	240,000	20,000	0	12	240,000
	利息	15,000	0	12	180,000	15,000	0	12	180,000	15,000	0	12	180,000
	初期投資	0	0		500,000	0	0		0	0	0		0
④ 支払合計			4,280,000			4,980,000			5,340,000				
⑤ 減価償却費			☆☆☆	100,000		100,000		100,000					
⑥ 収支差額 (③-④-⑤)			▲ 541,495			419,460			1,409,325				
助成金			3,000,000										
自己資金			1,000,000										
借入金			1,000,000										

